

役員の報酬等に関する規則

(総 則)

第1条 定款第28条に規定する役員の報酬等については、この規則の定めるところによる。

(常勤役員の報酬)

第2条 常勤役員の報酬は、本俸及び特別手当とする。

(常勤役員の本俸)

第3条 常勤役員の本俸は、月額とし、別表1のとおりとする。

(常勤役員の特別手当)

第4条 常勤役員の特別手当の支給額、支給率及び支給割合は、次のとおりとする。

1 特別手当の額は、本俸に支給率及び支給割合を乗じて得た額とする。

2 特別手当の支給率は、次のとおりとする。

6月 1.80ヶ月 12月 1.85ヶ月

3 支給対象となる在籍期間及び支給対象者は次のとおりとする。在籍期間が支給割合の満期に満たない場合は、別表2の支給割合によるものとする。

6月支給 12月1日から5月31日までの役員在籍者

12月支給 6月1日から11月30日までの役員在籍者

4 特別手当支給のための勤怠期間は、職員給与規程第11条を準用するものとする。

(常勤役員の報酬の支給定日及び方法)

第5条 常勤役員の本俸の支給定日は、原則として毎月22日とする。

2 常勤役員の特別手当の支給定日は、原則として、6月10日及び12月5日とする。

3 本俸及び特別手当の支給定日が休日にあたるときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日を支給日とする。

4 常勤役員の報酬は、法令に基づきその役員の報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で本人に支給する。ただし、本人の同意により本人が指定する銀行その他の金融機関に対する本人の預金又は貯金への振り込みにより支給することができる。

(新たに常勤役員となった者の本俸)

第6条 月の初日以外の日において新たに常勤役員となった者に支給するその月の本俸の額は、職員給与規程第25条(日割計算の方法)を準用するものとする。

(常勤役員でなくなった者の本俸)

第7条 月の初日以外の日において常勤役員が退職し又は解任された場合において支給するその月の本俸の額は、職員給与規程第25条(日割計算の方法)を準用するものとする。

2 常勤役員が死亡したときは、その月の本俸は、全額支給する。

(本俸の支給定日の特例)

第8条 前2条の規定による本俸の支給日は、第5条第1項の規定にかかわらず、同項の支給日休日によらないことができる。

(常勤役員退職慰労金)

第9条 常勤役員が退職し、解任され又は死亡したときは、退職慰労金を支給することができる。

2 常勤役員の退職慰労金の支給に関し必要な事項は社員総会において別途定める。

(通勤費)

第10条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ通勤費を支給する。

(役員に対する費用の支払)

第11条 役員が職務執行に伴い立替えた費用は、当該役員が証拠となる書類を添えて請求した場合、支払うことができる。

(端数の処理)

第12条 この規則の定めるところによる報酬計算において生じた100円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、公益社団法人日本海難防止協会の設立登記の日から施行する。

別表1（常勤役員の本俸）

	本俸
理事長	902,500円
専務理事	787,000円
常務理事	715,500円

別表2（特別手当の支給割合）

勤務期間	支給割合
6ヶ月	100/100
5ヶ月以上6ヶ月未満	90/100
4ヶ月10日以上5ヶ月未満	80/100
4ヶ月以上4ヶ月10日未満	70/100
3ヶ月10日以上4ヶ月未満	60/100
2月20日以上3ヶ月10日未満	50/100
2ヶ月10日以上2ヶ月20日未満	40/100
1ヶ月20日以上2ヶ月10日未満	30/100
1ヶ月以上1ヶ月20日未満	20/100
10日以上1ヶ月未満	10/100
10日未満	0/100